

## 〈主論文要約〉

# 分岐する時間

——自由意志の哲学——

青山拓央

### 議論の背景

自由をめぐる哲学的論争は、ホッブズのような比較的最近の論者を始点にとっても、すでに三五〇年以上の歴史をもっている（e.g. ホッブズ 2009a; 2009b [1651]）。自由の議論には階層性があり、その全体像を捉えるには、それぞれの階層を切り分けることと、切り分けすぎないことがともに必要である。異なる階層における「自由」の意味を混同せず、同時に、複数の「自由」の間の依存関係に留意しなければならない。本節ではまずこの点を概観し、本稿（主論文）の狙いを伝えるための理論的な基礎としたい（本稿全体の構成については次節で述べることにする）。

最初になされるべきなのは、したいことを妨害されずにする自由と、何をするかを自ら決める自由との区分である。大まかに言えば、前者は社会的に承認される自由（liberty）——たとえば恋愛結婚の自由——に対応し、後者はいわゆる自由意志（free will）に対応する。私が水を飲みたいと思い、何の妨害もなしに水を飲めたなら、前者の意味で私は自由である（他者による身体拘束のような分かりやすい妨害だけでなく、水を飲むことを禁じられた場所であったり、水を購入する費用がなかったり、あるいは身体の障害ゆえに水を口に運べない場合も、ここでの「妨害」に含まれる）。他方、水を飲むことに決めたのは私であり、私以外の何ものかによってその意志をもたされた——たとえば催眠術によって——のでないなら、私は後者の意味で自由である。ただし、この説明はやや曖昧であり、もう少し細部を補わなければならない。

自由意志の働きが認められるのは、私がほかならぬ自分の意志によって行為するときだ。ここで自由意志の擁護者が確保したいのは、私自らの意思決定が行為の〈起点 origination〉となったという意味での〈起点性〉であり、さらには、現実になした以外の選択も可能であったという意味での〈他行為可能性 alternative possibility〉である。それゆえ自由意志はしばしば、催眠術のような個別の意志操作にとどまらない、世界の決定論的なあり方との関係のもとで論じられてきた。もしこの世界が何らかの意味で決定論的——何が起こるかがすべて決まっている——であるなら

ば、そのことによって自由意志は損なわれるというわけである。

これに対し、したいことを妨害されずにする自由のほうは、決定論的世界においても成立するように見える。たとえ私の行為や意志が、物理学や心理学などの法則のもとですべて決定論的に生じるのだとしても、水を飲むことを意志して妨害なしに水を飲んだなら、私は自由に水を飲んだと言える。先に名を挙げたホッブズはこうした自由論の提唱者であり、決定論と自由はともに成立するという「両立論」の代表的な先駆者である。

したいことを妨害されずにするという、決定論と両立しうるこの自由のことを、「両立的自由」と呼ぶことにしよう。この種の自由と決定論の両立を「自由意志と決定論の両立」として叙述する論者もいるが（e.g. Frankfurt 1971）、そこでは「自由意志」という語に独特の意味づけがなされており、それ自体が論争含みのものである。本稿では、語の多義性による混乱を避けるためにそうした叙述はせず、「自由意志」という語は断りのない限り、起点性や他行為可能性を意図した伝統的な意味合いのもとで用いる。

自由の哲学的論争は、両立的自由と自由意志の二分を軸に、さまざまな方向に展開される。その論争史はいわば、両立的自由と自由意志との対立の歴史とも言えるが、しかしここで次の点をおさえておくことは重要だろう。両立的自由こそが自由の中心的概念だと考える論者は、自由意志を非実在的な幻想（たとえば社会的な因習のようなもの）と見なすことが多いが、自由意志の実在を認めることも原理的には許される。他方、自由意志の擁護者はほとんどの場合、両立的自由が実在しないとは考えていない。両立的自由はもちろんあるが、それはいわば「表層の自由」（Kane 2002, p. 3）にすぎず、自由意志のようなより深い自由があつてこそ両立的自由も真の自由の発露と見なせる——、こんなふうに彼らは考える。

それゆえ、両立的自由と自由意志との対立は、一方が他方の実在を否定するという単純な図式にはなっておらず、真の自由とは何かをめぐる主導権争いと見ることができる。両立的自由こそが自由の核心であるなら、自由意志は幻想であるか、あるいはあつても二次的なものであろう。反対に、自由意志こそが自由の核心であるなら、両立的自由は自由意志のもとでこそ意味をもつ、二次的なものであろう。この主導権争いのなかに、決定論の正否をめぐる論争が入り込み、意見の組み合わせに応じていくつかの諸説が得られる。

たとえばホッブズは決定論が正しいと考え、自由意志の実在を否定したが、両立的自由こそを自由の核心と見なしたため、人間は自由であると述べた。この考えは、今日では〈柔らかい決定論 soft determinism〉と呼ばれる立場に属する。一方、決定論を認めつつ自由意志こそを自由の核心と見なすなら、人間は自由ではなくなるが、こちらは〈固い決定論 hard determinism〉と呼ばれる。その他、決定論を拒否し、自由の核心となる自由意志の実在を擁護する説は〈自由意志説

libertarianism) と呼ばれる。

近年の論争状況としては、過去の議論の精緻化に加え、両立的自由と自由意志の双方について別の「味つけ」の余地が論じられている。それぞれの自由の核心となる部分を、従来とは別の角度から特徴づけようという試みである（以下、代表的文献を一つずつ併記する）。両立的自由については、妨害なしにしたいことをするだけでなく、ある（実効的な）欲求をもちたいという「二階の欲求（意欲）」を実現しうる点（Frankfurt 1971）や、行為者に怒りや感謝といった倫理的態度を差し向ける点（Strawson 1962）、あるいは、自然淘汰によって獲得しうる適切な行為のシミュレーション能力をもつ点（Dennet 2004）に自由の本質を求める動きがある。他方、自由意志については、「意志」という表現にこだわらず、行為者そのものに自由の起点性を認めようという〈行為者因果説 agent-causal theory〉と呼ばれる議論があるし（Chisholm 1964）、他行為可能性のみに注目して——自由意志については直接に語らずに——他行為可能性の一種と決定論との両立を主張する議論もある（Lewis 1981）。

これらはどれも興味深いものだが、あらかじめ次の点を述べておくことは有益だろう。責任帰属のような倫理的実践の解明は、自由の解明にとってたしかに重要であるが、前者を後者の代替とする議論には以下の危険も伴っている。「そもそもそれは、まず帰責可能性の条件を析出し、次いでその条件を自由の成立条件でもあると主張する、という一般的戦略を採っているものとみなされる。しかし、たとえ帰責可能性が自由を含意するとしても、その逆の含意は成り立たない（少なくとも成り立つかどうか明白ではない）。したがって、析出された帰責可能性の条件が自由の成立条件としては余計な要素を含んでいる危険性が、じつははじめから伴っていたのである」（美濃 2008, p. 172, 強調引用者）。このことは自明に思われるかもしれないが、実際には見逃される事例も多く、対話の混乱の一因となっている。

この点に関連して、次のことも述べておこう。合理性の概念の分析は、何が行為であり何が行為でないかの理解にとって有用であり、自由な行為と見なされるものの特性を論じるうえでも有用である。しかし仮に、合理性をもった行為であることが自由な行為であることを含意するとしても、その逆の含意は成り立たない。前掲の美濃の表現をまねるなら、合理的行為であることの条件が、「自由の成立条件としては余計な要素を含んでいる危険性が、じつははじめから伴っているからだ。もちろん私は、いっさいの合理性を伴わない行為——そもそもそれを「行為」と呼べるとして——が自由な行為でありうると断言しないし、本稿においてもそうした見解を疑う（→第四章第3節）。だが、合理性についての一定の要件を満たすのみで自由が承認されるとは考えないし、また、あらゆる自由な行為が満たすべき合理性の要件があるとの仮説も採らない。

## 本稿の構成

以上の見取り図をもとに、本稿の構成と狙いについて述べたい。本稿は全四章から成り、第一章で提起した問いに残りの章で答えていくという構成をもっている。そして末部には、全四章の理解を助けるいくつかの補論が置かれている。

第一章では、これまで自由意志／決定論の対立として論じられてきた問題を、自由とは何かという議論をいったん保留し、諸可能性からの現実の選択という一般化された形態のもとで論じる。同章の章題である「分岐問題」（次節にて後述）がそれにあたるが、この形態のもとでは、過去になされてきた議論の多くをより簡明な定式化のもとで、同等かそれ以上にくわしく再考することができる。たとえば van Inwagen 1975 は自由意志／決定論の対立を訴えた近年の最重要論文だと言えるが、しかし同論におけるいくつかの前提——物理法則による決定の時間非対称性など（具体的には「帰結論証」における「 $T_0$ 」の定義の時間非対称性など）——は、分岐問題のもとでは再吟味されるべき「不純物」となる。さらに分岐問題においてはその単純な形態ゆえに、自由意志と非決定論との対立や、確率的法則の諸解釈についても、共通の問題設定のもとで検討することができる。

第二章では、自由意志や両立的自由についての諸説をふまえて自由とは何かを考えていくが、その土台となるのは第一章で見た分岐問題への考察である。同章では一見、自由意志論争によく登場する話題のいくつか（たとえば先述の van Inwagen 1975 の検討）が素通りされているように見えるが、その理由は第一章ですでにそれらを別の仕方で検討し終わっているからである。とはいえ、起点性や他行為可能性といった重要な話題については同章でも触れるし、自由論と責任論との混同についても整理を行なう。たとえば両立的自由に関しては、それがしばしば決定論との両立性ではなく他行為可能性のなさとの両立性のもとで論じられてきた点を指摘し、さらにそれが——フランクファート型事例の検討を通じて——他行為可能性のなさと責任との両立性の議論に変質してしまうことの弊害を見る。このほか同章後半では、時間分岐図への偶然の定位をめぐる考察や、自由と責任についての諸説の存在論的な「コスト」の比較もなされる。

第三章は様相（可能性・必然性）についての時間論的考察となっており、そこでは論理的可能性に対する実現可能性の先行が主張される。この試みは、ドゥンス・スコトゥスからアリストテレスへの様相意味論上の回帰と見なすことができ、さらにそれは、*de re* 様相に関するクリプキの著名な議論を、*de re* 信念の確実性に関するウィトゲンシュタインの考察に繋げるものとなっている。仮に、自由とは諸可能性の一つを選べることだとして、そもそも「可能性」とは何なのか。それは、「私」が時間の流れのなかにあることと一体であるような何かなのか。それとも可能性とは、時間の流れとは無関係な、無時制的で論理的な何かなのか。同章ではこれらの問いを、

上記の試みのなかで検討していく。

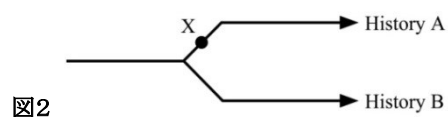
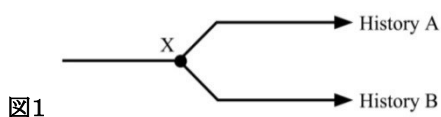
最後の第四章では、まだ十分に論じきれていなかった自由の倫理的側面をとくに論じるが、おそらくその議論は、P・F・ストローソンの自由論（Strawson 1962）に似た場所から、ずっと遠い、より非人間的な場所へと、われわれを連れていくものである。その内容がもし妥当であれば、脳が人間の行為を決める——人間は脳に操作された「不自由」な存在である——といった俗流の図式は脳を擬人化するものであり、自由意志という幻想にむしろとらわれている、と言える。そうした幻想を捨て去った、自由と不自由の対立外にある世界を、同章では「無自由（afree）」な世界として描きだし、さまざまな検討を試みる。真に無自由な世界においては、未来の諸可能性の一つを自由に選びとる主体は存在せず、未来の諸可能性の一つを不自由に押しつけられる客体も存在しない。なぜなら、諸可能性の選択そのものが——そしてそれにまつわる「自由」や「不自由」が——その世界にはないからだ。

### 問題の提示

本稿第一章で見る「分岐問題」がいかなる問題かを述べておこう。さまざまな歴史の可能性は、樹形図としてしばしば表現される。過去から未来に向かって枝が分岐していく樹形図として。樹形図上のどの時点から見ても過去の歴史は一通りだが、未来の歴史はいくつもある。人間は決断をすることによって、このたくさんの可能性の枝から、ただ一つの現実の枝を選択していくように見える。でも、それは本当だろうか。もし人間の決断によって枝が選ばれるのだとしたら、その瞬間は樹形図のどこにあるのか。

実際の経験を振り返ると、こんなふうには言いたくなる。「私が病院に行ったのは、熱が三九度を超えたからだ。体温計を見た瞬間、私は病院に行く決断をして、その後すぐに家を出た。まさにあの瞬間に、病院に行く歴史が選ばれたのだ」。体温計を見た瞬間が、決断の瞬間だったとしよう。その瞬間をきっかけとして、病院に行く歴史は現実になった。こう考えるとき、決断の瞬間は、病院に行く歴史と行かない歴史との分岐点にあるように見える。

だが、この考えはうまくいかない。枝分かれしたどちらの歴史にも、分岐点は含まれているからだ。「病院に行く」歴史Aと「病院に行かない」歴史Bはどちらも、それらの歴史の分岐点を歴史の一部として共有している（図1）。だから、この分岐点上でのある決断——決断Xと呼ぼう——によって歴史Aに進むことはありえない。



決断という出来事がいかなる種類の出来事であれ、分岐点上のすべての出来事は両方の歴史に存在している。「決断Xによって病院に行った」「決断Xなしには病院に行かなかった」——こう言うことが可能になるのは、決断Xが分岐点よりも後に、つまり歴史Aのほうだけに存在する場合だろう（図2）。ところがこの場合には、次のことを認めなくてはならない。決断Xは結局、歴史の選択に関わっていないということ。なぜなら、決断Xが実現したのは、歴史Aがすでに選ばれた後だからである。

図2における決断Xは、反事実条件分析を満たす狭義の「根拠」ではあっても、時間的推移のなかで諸可能性の一つを選ぶ力をもたない。時間的推移に配慮するなら、歴史Aの実現——とりわけ分岐点と決断Xのあいだに位置する諸出来事の実現——によって決断Xは実現したのであり、決断Xの実現によって歴史Aが実現したのではない。出来事Xの時間的位置を分岐点にどれほど接近させようと、やはり状況は同じである（例外的に見えるモデルは第一章第3節にて検討）。

歴史の分岐という考えは、じつは大変に謎めいている。それが分岐であるからには、分岐後のどの未来から見ても、分岐点までの歴史は同一のはずだ。しかし同一の歴史から、いったい何を根拠にしてその後の歴史が選ばれるのか。無根拠な歴史の選択は、選択というより偶然にすぎない（→第一章第5節）。だが決断のような狭義の「根拠」は分岐後の歴史にしか見当たらず、しかもそれは歴史を選ぶものではない。それでは人間は——あるいは後述のように「自然」は——どのようにして歴史を選択するのだろうか。

この問題は明快なものに見える。それが問題であることが、すんなり認められるという意味で。とはいえ、版画の多色刷の過程を逆回しするように、重なり合う複数の問題を一つひとつ剥がしていくなら、明快に見えたこの問題は違った顔つきを見せるだろう。

とくにはっきりさせたいのは、これが意思決定に固有の問題かということだ。選択の瞬間の不明瞭さは、意思決定の特殊性に由来する問題なのか。そして、たとえば物理的な（そして十分条件としての）原因から心理的な（そして十分条件ではない）理由を区別すれば解消される問題だろうか。あるいはベルクソンに倣って図1のような図示（空間化）を拒み、自由な経験の質感を見れば解消される問題だろうか（ベルクソン 2002 [1889], 第三章）。

そうではない。この問題はずっと一般的なものだ。決断Xの代わりに任意の出来事Xを置いても、同じ問題が発生する。出来事Xが分岐点上にあるなら、出来事Xによって歴史Aが選ばれたと言うことはできない。なぜなら、その出来事Xは歴史Bにも含まれるのだから。そして出来事Xが分岐点より後にあるとしても、出来事Xによって歴史Aが選ばれたとは言えない。出来事Xは、すでに歴史Aが選ばれた後に起こったのだから。

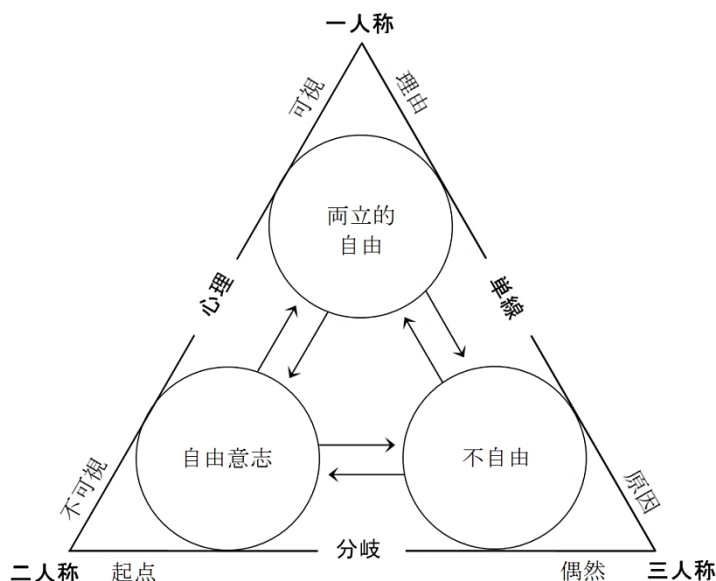
分岐点での歴史選択の問題は、意思決定の場面に限らず、可能的な歴史が選ばれるあらゆる場

面で発生する。本稿では、これを「分岐問題」と呼ぼう。未来に向かって分岐する可能的な複数の歴史から、現実の歴史が選ばれるのはいかにしてか。その要因の時間的位置は——もしそのような要因があるとするば——どこか。樹形図上を「今」が推移するに伴い、さまざまな可能性から一つの現実が一瞬ごとに選ばれるのだとするば、分岐問題は毎瞬、発生していることになる。

### 一つの総括

第二章から第四章までの議論は、先述の分岐問題に対する哲学的・倫理的応答と見なせる。本稿ではその応答を通じて、自由や可能性様相に関するさまざまな考察がなされている。第四章第7節はそうした考察のいわば総括であり、「自由」が人称的・時間様相的なアマルガム（合金）として提示されている。以下に、同節の改稿を置くことで、主論文要約の結びとしたい。

下図の三角形の各頂点は、三種の人称のそれぞれに対応する。われわれが「自由」と呼ぶものは、各頂点から提供された諸成分のアマルガムであり、逆に言えば、ある単一の頂点のみから捉えられるものではない。ここに「自由」の豊潤さがある反面、不安定な合金としての脆さがある。というのも、各人称の純粋な中立点にわれわれが立つことはできず、それゆえ、われわれは随時この三角形内のどこか一点を——その時々に応じた一点を——「自由」として取り出すほかないからだ（自由とは何かという問いに対し、衆目の一致する回答がないのはそのためだろう）。



第四章における自由意志の議論は、〈不可視〉の他我を源泉としている。すなわち、求められたのは諸可能性選択の〈起点〉であり、そしてその起点の時間的な不可視性だ。分岐問題における起点の時間的定位の困難が、私自身の決断の場合のようにあからさまでないこと、それゆえに生じた「偶然と必然の中間地帯」に規範的主体を置く余地があること（青山 2010, p. 100）、ここに自由の他者性がある。「非存在が不可視であることはもちろん、存在が可視であることとまっ

たく違う。にもかかわらず、われわれはこの非論理的な置き換え「…」を生きているのではないか」（本稿, p. 85）。第四章第3節にて私は、ここで問われている「置き換えの生」を反応的態度の実践に紐づける。

他方、三人称的観点——後述の通り、特定人物の目から見たのではない客観的観点——において「偶然と必然の中間地帯」は消える。分岐問題への応答は、偶然と必然のいずれかに帰着し、より正確に言えば、一回ごとの生成における無要因としての偶然か、単線的決定論のいずれかに帰着する。第一章第6節で見ると通り、因果的決定論は（広義の）単線的決定論の一部にすぎないが、その決定性が具体的な知見——行為の説明や予期にまつわる——としてわれわれに与えられる際には、因果的知見のかたちをとる。こうして三人称の頂点からは〈偶然〉と〈原因〉が提供される。

いま見た「三人称」との表現は、文法的なそれを意味するものでも、「彼」「彼女」自身を意味するものでもなく、非一人称的・非二人称的な「観点」の形容として使用されている。観点としての「三人称」は文芸批評等でよく言及されるが、そこには多義性も認められるため、いまは簡明に次の用法をとろう。本節で言う「三人称的観点」とは、唯物論的な客観的観点のことを指し、それゆえ——ある種の「三人称小説」とは異なり——だれかの「内面」が見通されることもない（もし、この用法が受けいれがたい場合は、「三人称的観点」の代わりに「脱人称的観点」との表現を提案する）。

三人称的観点から因果的に解される時間単線性は、一人称的観点からは〈理由〉と行為との一貫性として解される。すなわち単線性の説明項が、物理的「原因」から心理的「理由」へと求められていく。したいことを妨げられずにすること——両立的自由の基礎——は、〈可視〉的な意図・欲求・計画等からそれらに応じた行為実現への接続によって果たされるが、そこでは、諸可能性の選択ではなく、単線的歴史が合理性をもった物語となっていることが肝要である。「この描像下での意思決定とは、私的な予言のようなものだ。 […] 現在の状況——思考や想起の内容を含む——から過去の状況を言い当てることが不思議でないように、現在の状況から未来の状況を言い当てることも不思議ではない。とりわけ自分がこれから何をするかについては、現在の身体状態や意識状態を——意図・欲求・計画等に関する——私的な情報源とすることで、高精度の「予言」が可能だろう」（本稿, p. 27）。

身体運動の感覚や、記憶や予期、そして効用や価値についての合理性を伴ったさまざまな内語（諸選択肢についての考慮）。こうした一人称的体験は、個々を見ればどれも平凡であり、自由の中核を担うものとは言えない。それらはせいぜい、私の自由感を支えるものに映る（→第二章第2節）。しかし、こうした平凡な要素があつてこそ、他我の不可視性はその価値を増す。見え



ない他者の内部にもこの種の自由感が生じているのでなければ（そのようなものとして、私が他者を「私」化するのではなく）、自由な他者の承認は過度の抽象化の負荷を負わされるからだ。私を叩いた他者への態度は、その他者の内面に何を読み込むかによって——私なら自由を「感じる」ような体験があったか否かによって——主体に向かうものにもなるし、客体に向かうものにもなる。そこには、あらゆる文学作品や六法全書においても網羅しつくせない、多様な反応的態度の源がある。

さきほどの図に記された円——両立的自由・自由意志・不自由——は三角形の内部におけるアマalgamとしての自由の「現われ」である。二つの点をさしあたり、述べておく必要があるだろう。それぞれの円の置かれた位置は「現われ」の主要な源泉の位置であり、しかしながら、その「現われ」の影響は三角形内の他の位置にも及ぶ（その影響関係の主たるものが、図に矢印として記されている）。また、「不自由」は無自由と異なり、何らかの自由の否定であって——第四章第1節で見ると——それは自由の類縁として理解されるべきものである（だからこそ不自由は三角形の中にあり、無自由はそうではありえない）。

図において、両立的自由が一人称の側に寄り、自由意志が二人称の側に寄っている点は、意外に思われるかもしれない。だが、これまでの議論が妥当であれば、二人称化された両立的自由と一人称化された自由意志は、二つの源泉がお互いに影響を受け合ったのちの産物である。他者は「私」化されることで、可視的な〈理由〉形成を伴う両立的自由の主体と見なされ、「私」は他者化されることで、不可視な〈起点〉性を伴う自由意志の主体と見なされる（→第四章第3節）。ここで興味深いのは——後述の通り——他者の「私」化においては時間の単線性が、「私」の他者化においては時間の分岐性が、間接的影響を及ぼしていることだ。

三人称の側にある「不自由」は、二重の意味合いをもっている。つまり、〈理由〉と〈原因〉の均衡としての不自由と、〈起点〉と〈偶然〉の均衡としての不自由である（本稿ではこの二重の意味合いを、前者については時間単線性のもとで、後者については時間分岐性のもとで、何度も考察することになる）。三角形の右斜辺と底辺における、これらの均衡を無視するなら、単線性も分岐性もそれ自体としては「不」自由ではない。すなわち不自由は、両立的自由か自由意志を脅かすものとなったとき、真に、「不自由」と呼ばれるに値する。そしてまた、両立的自由と自由意志の側も、三人称の側から脅かされることによって——つまり、ある不自由の再否定として——「自由」の呼称を堅固なものとしていく。時間が様相的分岐を含むか否か、つまり、偶然が実在するか否かが未解決の謎である以上（→第二章第4節）、右斜辺と底辺における均衡のいずれかが消えることはない。

三つの「現われ」の影響関係は、どの「現われ」を仮の出発点として追っていくことも可能だ

が、唯一の真の出発点はない。三角形の内部では、時計回りの影響の輪と、反時計回りの影響の輪が、つねに回り続けていると考えてよい。そのうえでなお、一つの描像の明確化のために三人称の側を仮の出発点とするなら、次のように言うことができるだろう。不自由から反時計回りには単線にまつわる動きが生じ、他者の「私」化——両立的自由の二人称化——が促される。他方、不自由から時計回りには、分岐にまつわる動きが生じ、「私」の他者化——自由意志の一人称化——が促される（同心円状のこれらの動きが、社会の倫理化に果たす役割の一端は、第四章第3節・第4節で論じる）。

上記のようなアマルガムの図式には、改良の余地が大いにあるだろう。だが、本稿全体の論旨にとっては、そうした改良に取り掛かる前に、次の点を確実におさえねばならない。自由とは、各所の成分が不均一なアマルガムの総体であって、自由の成分比率として唯一正しいものはない。そして、その総体としての自由は、不自由と背反するものでなく——むしろ不自由はその一部である——無自由と相反するものであり、世界が無自由であることは、アマルガム全体の無化を意味する。つまり、われわれが自由であるとは、あの三角形全体の内部を動き続けることであり、そのどこか特定の一点を——たとえば両立的自由と自由意志のいずれかを——自由として固守することではない。

人間の経験がいずれかの人称的観点のみに固定されていたなら——あるいは人称的に純粋な中立点というものがあつたなら——自由意志論はこれほどの難問とはなりえず、そもそも自由意志なる形而上学的概念も不要だっただろう。しかし人間の経験は、三つの人称的世界を出入りする形態をとっており、そうした出入りをし続ける人々だけが「正常」な人間——反応的態度の実践者——と見なされる。ここでの「正常」な人間とは、自由な人間と同義であるが、これは彼らの知的能力の高さが自由をもたらすということではない。むしろ「正常」な人々に共通している知的限界が——特定の人称的観点のみを徹底することができない——彼らが無自由の世界ではなく、自由の世界の住人にする。

いま見てきた人称的中立点のなさを、語りのうえでの中立点のなさとして、あっさりとは片づけることはできない。第一に、三角形の内部を動き続けることは、三角形の内部に敷居を設けて各所を語り分けることではない。むしろ、後者にはない動性が、前者の本質的な点である。第二に、これ自体が論争含みではあるが、語られる以前の世界の在り様に人称的中立点はすでにない（他我問題や心身問題の故郷）。それゆえ、社会的文脈における両立的自由と、形而上学的文脈における自由意志に関して、それぞれ異なる人称的観点からの語りに徹すれば済む、といった二枚舌の解決で満足することはできない。

## 文献

- Chisholm, R. 1964, "Human Freedom and the Self," in Kane (ed.) 2002, pp. 47-58.
- Dennett, D. C. 2004, *Freedom Evolves*, Penguin Books. 〈邦訳〉『自由は進化する』山形浩生訳, NTT出版, 2005.
- Frankfurt, H. G. 1971, "Freedom of the Will and the Concept of a Person", *Journal of Philosophy*, 68 (1), pp. 5-20, 1971. 〈邦訳〉「意志の自由と人格という概念」近藤智彦訳, 門脇俊介+野矢茂樹 編・監修 2010 所収, pp. 99-127.
- Kane, R. 2002, "Introduction," in Kane (ed.) 2002, pp. 1-26.
- Kane, R. (ed.) 2002, *Free Will*, Blackwell.
- Lewis, D. 1981, "Are We Free to Break the Laws?," in Watson (ed.) 2003, pp. 122-129.
- Strawson, P. F. 1962, "Freedom and Resentment", *Proceedings of the British Academy*, 48, pp. 187-211, 1962, Reprinted in Watson (ed.) 2003, pp. 72-93. 〈邦訳〉「自由と怒り」法野谷俊哉訳, 門脇俊介+野矢茂樹 編・監修 2010 所収, pp.31-80.
- van Inwagen, P. 1975, "The Incompatibility of Free Will and Determinism", *Philosophical Studies*, 27 (3), pp. 185-199, 1975. 〈邦訳〉「自由意志と決定論の両立不可能性」小池翔一訳, 門脇俊介+野矢茂樹 編・監修 2010 所収, pp. 129-153.
- Watson, G. (ed.) 2003, *Free Will* (Second Edition), Oxford Readings in Philosophy.
- 青山拓央 2010, 「行為と出来事は直交するか ——「手が上がる」から「手を上げる」を引く」, 『西日本哲学会年報』, 18, pp. 87-101, 2010.
- 門脇俊介+野矢茂樹 編・監修 2010, 『自由と行為の哲学』, 春秋社.
- 美濃正 2008, 「決定論と自由 ——世界にゆとりはあるのか?」, 『岩波講座哲学 2 形而上学の現在』, 岩波書店, pp. 161-186, 2008.
- ベルクソン, H. 2002, 『意識に直接与えられたものについての試論 ——時間と自由』, 合田正人+平井靖史訳, 筑摩書房.
- ホッブズ 2009a, 『リヴァイアサン I』, 永井道雄+上田邦義訳, 中央公論新社.
- ホッブズ 2009b, 『リヴァイアサン II』, 永井道雄+上田邦義訳, 中央公論新社.